障害

障害のある方の相談

障害者の方の総合窓口
＜身体・知的・精神障害及び難病＞

問 障害福祉課王子障害相談係
TEL 3908-9081・1358・1359
問 障害福祉課赤羽障害相談係　TEL 3903-4161
問 滝野川地域障害者相談支援センター　TEL 4334-6548

子どもの発達や障害に関する相談と療育

【相談及び利用日時】
月～金曜　午前９時～午後５時

問 児童発達支援センター
TEL 3913-8841（代表）、6903-3012（療養）

医療的ケア児等の相談

医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児等に関する相談を受け付けます。
【相談日時】月～金曜　午前９時～午後５時
問 北区医療的ケア児コーディネーター
（あすか山訪問看護ステーション内）TEL 6903-0313

手帳と手当

【各問い合わせ先】

○	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081・1358・1359
	障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3913-4161
●	障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081・1358・1359
	障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3913-4161
	滝野川地域障害者相談支援センター TEL 4334-6548

手帳

○身体障害の方が支援を受けるために
＜身体障害者手帳＞

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。障害の種別、程度により１～６級の手帳が交付されます。

○精神障害者の方が支援を受けるために
＜精神障害者保健福祉手帳＞

精神障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。この手帳をもっていることによりいろいろな支援を受けられます。

知的障害の方が支援を受けるために
＜愛の手帳（療育手帳）＞

知的障害の方が、各種サービスや支援を受ける場合に必要な手帳です。
問［18歳未満］東京都北児童相談所　TEL 3913-5421
問［18歳以上］東京都心身障害者福祉センター
TEL 3235-2946

○各種手当・医療費助成

手当

●特別児童扶養手当
身体障害者手帳１級から３級程度または愛の手帳１～３度程度の障害あるいは精神障害により、日常生活に著しい制限を受ける状態にある20歳未満の児童を監護する父母、または養育者に支給します（所得制限などあり）。
◎他に児童育成手当、児童扶養手当もあります。
※支給には年齢制限、所得制限等があります。お問い合せください。

問 子ども未来課子育て給付係　TEL 3908-9096

●障害児福祉手当（国の制度）
20歳未満で、おおむね身体障害者１・２級の一部相当、愛の手帳１・２度程度またはこれと同程度の疾病・精神の障害がある方に支給します。
●特別障害者手当（国の制度）
20歳以上で、おおむね身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２級程度の障害またはこれらと同程度の疾病・精神の障害がある方に支給します。
●心身障害者福祉手当（区の制度）
原則申請時に65歳未満で、身体障害者手帳３級以上、愛の手帳４度以上、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神障害者保健福祉手帳１級の方、難病医療費助成を受けている方に支給します。
●重度心身障害者手当（都の制度）
原則申請時に65歳未満で、心身に特に重度の障害があるため、常時、複雑な介護を必要とする方に支給します。
問 障害福祉課王子障害相談係
TEL 3908-9081・1358・1359
問 障害福祉課赤羽障害相談係　TEL 3903-4161
医療費助成　⇒ P.32をご確認ください。

くらし

●寝具乾燥（心身障害者の方）

身体障害者手帳１・２級または愛の手帳１～３度の

方で、寝たきりの状態にあり、寝具の乾燥が困難な方に月１回専門業者が寝具乾燥を行います。費用の一部は各自負担です。

●訪問理美容（心身障害者の方）

外出困難な下肢または体幹機能障害１・２級または愛の手帳１・２度の方に、理容師もしくは美容師を派遣します（各自負担あり）。

○紙おむつの支給、代金の助成（重度心身障害の方）

身体障害者手帳１・２級または愛の手帳１・２度の方で重度心身障害に起因して常時おむつを必要としている方に紙おむつを支給します。入院中で、病院指定のおむつしか使用できない方には、おむつ代金の一部を助成します。

○補装具費の給付など（身体障害者・児の方）

身体障害者（児）の日常生活の向上のために、眼鏡、補聴器、義手、義足、車いすなどの補装具の交付、修理、借受けの費用助成を行います（区民税課税状況に応じ、各自負担あり）。購入後の助成はできませんので、必ず事前にご相談ください。

○緊急通報システム（一人ぐらし等の身体障害者の方）

18歳以上の身体障害者手帳１・２級または難病患者（東京都の医療助成を受けている方）で一人ぐらしもしくは、日中おひとりの方に、緊急時連絡用緊急通報システム機器を設置します。所得により各自負担があります。

●福祉タクシー利用券（心身障害者の方）

下肢・体幹機能障害１～３級、視覚障害１・２級、内部障害１～３級または愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級で在宅の方に外出支援として、１カ月につき500円券７枚と100円券５枚の福祉タクシー利用券を交付します。対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

手話通訳者の派遣（聴覚障害の方）

聴覚障害の方が、健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。利用には事前登録が必要です。FAXのほかにメールでも依頼ができます。また第一庁舎１階及び赤羽会館６階に常駐する手話通訳者は区役所・赤羽会館各窓口での通訳や生活相談を行います。

問 手話通訳連絡所（第一庁舎１階４番）　TEL 3908-8607

一般歯科診療所で治療が困難な方に

心身に障害のある方及び高齢者の方で、一般歯科診療所では治療が困難な方に対して、歯科治療及び口腔保健指導を実施しています（予約制）。

受診の際はマイナンバーカードもしくは資格確認書などをお持ちください。

【診療場所及び申込先】

問 北区障害者口腔保健センター
（滝野川6-21-25　滝野川西区民センター２階）
TEL 5567-2088　FAX 5567-3388

【予約受付日及び予約受付時間】

月～金曜（祝日及び年末年始を除く）
午前９時30分～午後５時

▶ 日常生活の援助介護

○ホームヘルプサービス（居宅介護）

障害のある方が援助を必要とする場合、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、身体介護や家事援助など生活全般にわたる援助を受けることができます。

【対象】

身体障害・知的障害・精神障害・特定の難病に該当する方。ただし、介護保険対象者は介護保険が優先となります。

【費用】

世帯の収入状況等に応じて各自負担があります。

【手続】

窓口または電話で相談を受け付けます。相談をお受けした後、障害者の心身状況（障害支援区分）の判定や必要なサービス量の調査をし、支給決定します。決定のあと、サービスを受ける方がホームヘルプ事業者と契約をします。

▶ 障害者福祉のしおり

障害者向け福祉サービスの内容や利用方法などを紹介しています。

各サービスの内容は、令和８年４月１日現在を基準としています。今後、記載内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

問 障害福祉課障害福祉係　TEL 3908-9085

